

# 紹介状なしで受診する場合の選定療養費について

## 关于无介绍信状态下就诊时的选定疗养费

本院は、高度な医療を提供する「特定機能病院」として承認を受けているため、初めて受診される患者の皆さまには、原則、他の医療機関からの紹介状が必要です。紹介状がない場合でも受診はできますが、初診料とは別に「紹介状なし負担額（選定療養費）」として以下の負担をお願いしています。

医科 11,000 円（税込）

歯科 3,300 円（税込）

本医院获批成为提供高级医疗服务的“特定功能性医院”，因此初次就诊的患者原则上需要其他医疗机构的介绍信。

无介绍信时仍可就诊，但除初诊费以外，“无介绍信时的承担金额（选定疗养费）”具体如下：

医科 11,000 日元（含税）

牙科 3,300 日元（含税）

また、平成 28 年 4 月の診療報酬改定に伴い、再診時において、病状が安定し本院からかかりつけ医へ逆紹介を行ったにもかかわらず、引き続き本院を受診した場合は、再診料とは別に以下の負担をお願いすることになりました。

医科 2,750 円（税込）

歯科 1,650 円（税込）

此外，因 2016 年 4 月修改诊疗报酬，所以即便复诊时症状稳定且从本医院反向介绍给经常就诊的医生，但仍继续在本院就诊时，除复诊费以外，还需承担以下费用：

医科 2,750 日元（含税）

牙科 1,650 日元（含税）

本制度は、「初期の診療は医院・診療所で、高度専門医療は病院で行う」という病院機能の分担と業務連携の推進という目的から平成 28 年 4 月から新たに制度化されました。（選定療養費の義務化）

ただし、救急車で来院された場合及び国の公費負担医療受診者等の場合は、負担対象となりません。

また、医科と歯科を別々に紹介状なしで受診（初診の場合）された場合には、それぞれで選定療養費として別途料金が必要となります。

本制度的目的在于分担“在诊所或诊疗所初诊，在医院接受高等专门医疗服务”这一医院功能和业务合作，因此从 2016 年 4 月开始制定了新制度。（选定疗养费的义务化）

但通过救护车前来本医院及利用国家公费前来医疗就诊人员等则不承担上述费用。

此外，无介绍信状态下分别在医科和牙科就诊（初诊时）时，则需要分别另行支付费用，以作选定疗养费。

岡山大学病院

2019 年 10 月 1 日

岡山大学医院

### 本文書について

本文書は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されます。本文書は日本語を正文とします。その他の言語による訳文が作成された場合であっても、日本語のみが正文としての効力を有し、正文の解釈については何らの影響を及ぼしません。

本文書の翻訳、また説明時の通訳には最善を尽くしますが、疑問を感じた場合は納得できるまで確認してください。

### 关于本文件

本文件依据日本法并按日本法进行解释。本文件的正文为日语。即便制作其他语言的译文，仅日文版具有作为正文的效力且不会对正文的解释带来任何影响。应尽力翻译本文件且尽力翻译说明时的内容，但有疑问时，请尽量确认，直到可以接受。

2019 年 9 月 翻译